

カーボン・オフセットに関する FAQ

2015 年 12 月 23 日版

カーボン・オフセットフォーラム事務局

—目次—

1. カーボン・オフセットとは？（初級～中級）	1
Q1. カーボン・オフセットとは何ですか？	1
Q2. カーボン・ニュートラルとは何ですか？	1
Q3. カーボン・オフセットの類型はどのように分かれていますか？	1
Q4. カーボン・オフセットに用いられるクレジットにはどのようなものがありますか？	4
Q5. 環境教育効果はありますか？	4
Q6. カーボン・オフセットを行うとビジネスとしてどんなメリットがありますか？	5
Q7. グリーン購入法でのカーボン・オフセット位置づけはどのようになっていますか？	5
Q8. カーボン・オフセットやカーボン・ニュートラルの取組の認証やラベルを取得できる仕組みはありますか？	5
Q9. カーボン・オフセットの推進や情報交換のために、どのようなネットワークがありますか？	6
2. 実施のフロー（初級～上級）	7
Q1. カーボン・オフセットの実施の流れについて教えてください。	7
Q2. 算定の対象範囲についてどのように考えればよいですか？	7
Q3. 排出量の算定とはどのようなことをするのですか？	7
Q4. 削減努力とは具体的に何を行うのですか？	8
Q5. オフセットに用いるクレジットの調達では具体的に何を行うのですか？	8
Q6. J-VER を使ってオフセットするにはどうすればよいですか？	8
Q7. 排出量の埋め合わせについて教えてください。	9
Q8. 情報提供とは具体的に何を行うのですか？	9
3. 実施にあたって（中級～上級）	9
Q1. カーボン・オフセットを実施する場合の会計処理について教えてください。	9
Q2. オフセット用のクレジットを購入するインセンティブ（例えば、税制上の優遇措置）はありますか？	9
Q3. オフセット用のクレジットを購入した場合の損金算入は可能ですか？	9
Q4. 地方公共団体としてカーボン・オフセットの取組を実施することを検討していますが、法律等の根拠規定はありますか？	10
Q5. カーボン・オフセットのために京都クレジットを償却し、日本の京都議定書の目標達成に用いることは、自己排出量のオフセットとのダブルカウントになるのではないのでしょうか？	11
Q6 指針に示されたカーボン・オフセットの定義を踏まえると、京都議定書目標達成のために寄付するという形の商品・サービス等（該当する商品の製造・使用時の排出量等の埋め合わせとは関係なく、商品・サービス等の価格にクレジット価格を付加したもの）とカーボン・オフセット型の商品・サービス等（該当する商品の製造・使用時の排出量等の全部又	

- は一部を埋め合わせるクレジット価格を付加したもの) とを区別した方がよいのではない
でしょうか？ 12
- Q7. グリーン電力証書をオフセットに使う場合にはどのような手法がありますか？またその際
の留意事項は何ですか？ 12
- Q8. カーボン・オフセットに用いられた京都クレジットを国別登録簿上で償却する場合と取り
消す場合がありますが、両者の違いは何ですか？ 12
- Q9. カーボン・オフセット型の商品・サービス等を販売し、購入者に代わって京都クレジット
を国別登録簿上の償却口座に移転するに当たり、どのクレジットをどの購入者のためにオ
フセットしたのかを証明する手段がありませんが、どのように対処すればよいでしょう
か？今のところはホームページでの公表等により対応するかどうか検討しています。 13
- Q10. 自社で創出したオフセット・クレジットを使って、自社の排出量を埋め合わせることはカ
ーボン・オフセットといえるのでしょうか？ 14
- Q11. 2012 年で京都議定書第一約束期間は終了し、我が国は第二約束期間に参加しない事を表
明していますが、2013 年以降の温室効果ガスの排出を第一約束期間に発行された京都クレ
ジットを使用してカーボン・オフセットしても良いのでしょうか？ 14

1. カーボン・オフセットとは？（初級～中級）

Q1. カーボン・オフセットとは何ですか？

カーボン・オフセットとは、企業活動や商品製造等によって排出してしまう温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を、他の場所での排出削減・吸収量でオフセット（埋め合わせ）するという地球温暖化対策の一つの手法です。

カーボン・オフセットの仕組みを活用した商品・サービス・イベント等は年々増えており、市民・企業・自治体等が主体的に地球温暖化対策に貢献する手段の一つとして注目されています。

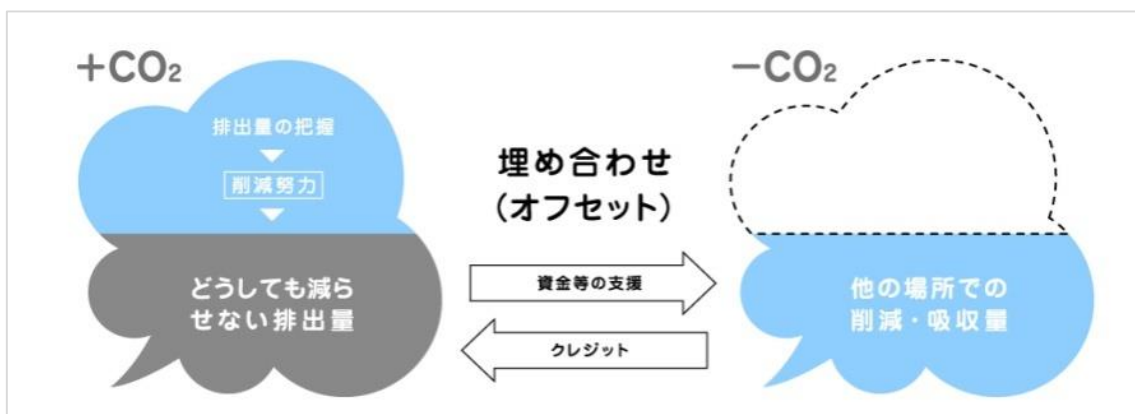


図 カーボン・オフセットの仕組み

Q2. カーボン・ニュートラルとは何ですか？

カーボン・ニュートラルとは、地球温暖化対策の代表的手法の一つであるカーボン・オフセットの取組をさらに深化させたものであり、事業者等の事業活動等における温室効果ガス排出量の全部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット（埋め合わせ）する取組です。あるいは、温室効果ガス排出量の全部がオフセットされた状態を指します。

Q3. カーボン・オフセットには、どのような取組がありますか？

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」によると、カーボン・オフセットには、主に次のような取組があります。

① オフセット商品・サービス

製品を製造／販売する者やサービスを提供する者等が、製品やサービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。

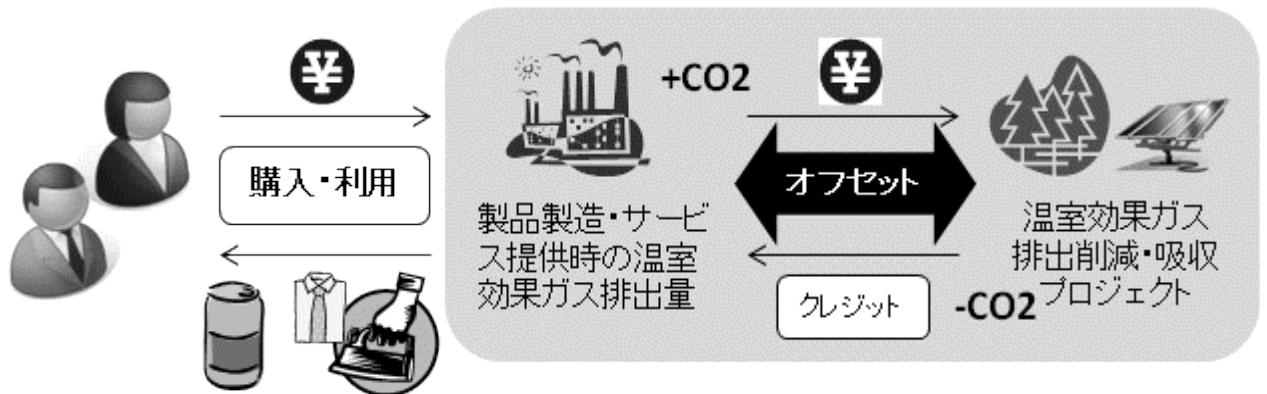


図 オフセット商品・サービスの仕組み例

② 会議・イベントのオフセット

コンサートやスポーツ大会、国際会議等のイベントの主催者等が、その開催に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。



図 会議・イベントのオフセットの仕組み例

③ 自己活動オフセット

自らの活動、例えば組織の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。

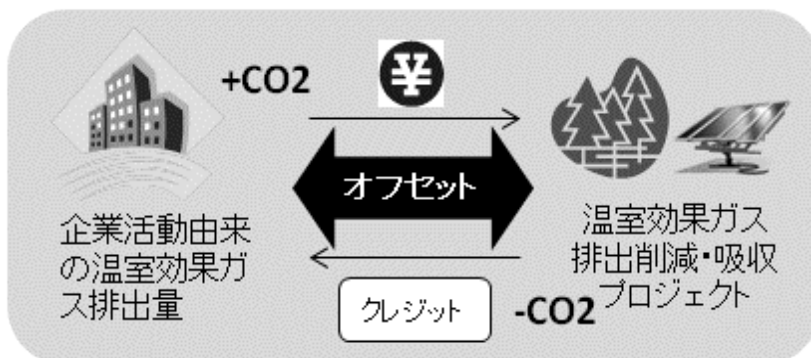


図 自己活動

オフセットの仕組み例

④ クレジット付き商品・サービス

製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービスやチケット（以下、「製品・サービス等」という。）にクレジットを付し、製品・サービスの購入者やイベントの来場者等の日常生活に伴う温室効果ガス排出量の埋め合わせを支援する取組。

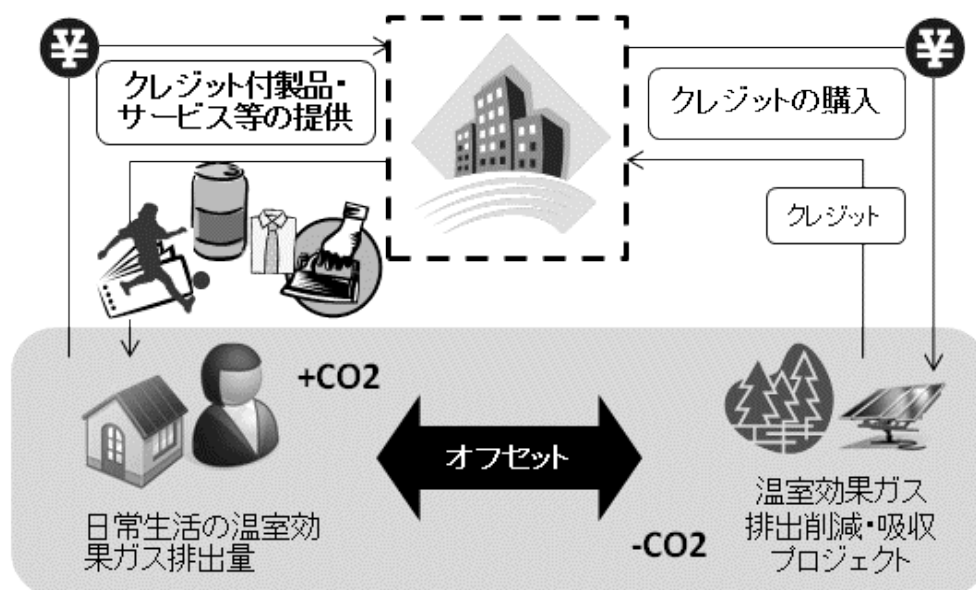


図 クレジット付き商品・サービスの仕組み例

⑤ 寄付型オフセット

製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービス等の消費者に対し、クレジットの活用による地球温暖化防止活動への貢献・資金提供等を目的として参加者を募り、クレジットの購入・無効化をする取組。



Q4. カーボン・オフセットに用いられるクレジットにはどのようなものがありますか？

カーボン・オフセットに用いられるクレジットには、既に終了したクレジット制度で創出されたもの（J-VER、国内）クレジット等）と、現在運用されているクレジット制度で創出されているクレジット制度で創出されたもの（J-クレジット）とがあります。また、CER など、海外で創出されるクレジットも流通しています。

クレジットが創出される排出削減・吸収プロジェクトには、風力発電、太陽光発電、小水力発電の他、森林整備や木質バイオマスの活用、農畜産分野のプロジェクトなどがあり、非常にバラエティに富んでいます。

クレジットを選択することは、自分が応援したいプロジェクトに投資するという意味も含まれています。クレジットが生み出されるプロジェクトは、温室効果ガス対策としての効果の他にもコベネフィット（副次的効果）—例えば、発展途上国の大気汚染改善策や生活の質の向上、日本国内の森林再生や地域活性化といった副次的効果—が見込まれることがあるため、カーボン・オフセットは、温暖化対策+αの可能性を持っている環境に配慮した取組ともいえます。

京都議定書に基づくクレジットをもっとよく知りたい方はこちら→<http://www.kyomecha.org/>

オフセット・クレジット（J-VER）制度をもっとよく知りたい方はこちら→

<http://www.j-ver.go.jp/index.html>

J-クレジット制度について知りたい方はこちら→ <http://japancredit.go.jp/>

Q5. 環境教育効果はありますか？

カーボン・オフセットの3つのステップ、「知って」「減らして」「オフセット」の第一のステップ『知って』は、自分がどのくらい温室効果ガスを排出しているか「見える化」を行い、自らの排出量を認識することから始まります。次に、第二のステップ『減らして』では、自らの排出量を減らすための努力が求められるため、地球温暖化防止に対し、自らどのような行動を起こせばよいのか考えなくてはなりません。最後のステップ『オフセット』では、他で行われている排出削減や吸収の活動にも目を向け、カーボン・オフセットが生むコベネフィット（副次的効果）—たとえば、発展途上国の大気汚染改善策や生活の質の向上、日本国内の森林再生や地域活性化といった副次的効果—にも目を向けることが可能です。

これらのステップを踏むため、環境教育の一つのツールとして、カーボン・オフセットは、地球温暖化について考え、行動するきっかけとなることが期待できます。

カーボン・オフセットフォーラム（以下「J-COF」という。）では、2015年4月より、中学生、高校生を対象とした、カーボン・オフセットの学習教材を提供する予定です。また、各種イベント出展や、カーボン・オフセットに係る出張授業、セミナーへの講師派遣等を行っております。パネルや、パンフレット等の貸し出し・提供を行うことも可能です。詳しくはJ-COF事務局へお問い合わせください。

お問い合わせ先はこちら→ <http://www.j-cof.go.jp/j-cof/contact/>

Q6. カーボン・オフセットを行うとビジネスとしてどんなメリットがありますか？

1. 企業価値の向上

地球温暖化への関心が高まるとともに、温暖化対策に取り組む企業を評価する消費者や投資家が増えています。消費者を対象としたアンケート調査では、約9割の人が「カーボン・オフセットに取り組む企業を評価する」と回答している例もあります。(My Voice「環境に関するアンケート調査」(2008.6)) カーボン・オフセットに取り組むことで、企業価値の向上とCSRの取組をステークホルダーにアピールすることができます。

2. コスト削減の可能性

カーボン・オフセット実施に伴い、温室効果ガス排出量の算定を行います。これにより、温室効果ガスが「見える化」され、その削減を行うために工程の見直しや無駄を省く取組が促進されます。また、クレジットの購入を通して、排出分を埋め合わせるという過程で、温室効果ガスの排出がコストであると認識され、そのコストを削減しようとするインセンティブが働くきっかけにもなります。

Q7. グリーン購入法でのカーボン・オフセット位置づけはどのようになっていますか？

平成22年2月、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において、「温室効果ガス削減のための新たな取組であるカーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマークを参考にするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。」と閣議決定されました。

ただし、現在、グリーン購入法における特定調達品目には位置づけられておりません。

Q8. カーボン・オフセットやカーボン・ニュートラルの取組の認証やラベルを取得できる仕組みはありますか？

カーボン・オフセットの取組の信頼性構築のため、「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」をもとにカーボン・オフセットの取組を認証し、ラベリングを実施する制度として、2009年4月に、「カーボン・オフセット認証制度」が設立されました。2012年3月末までに、100件のオフセットの取組が認証されました。「カーボン・オフセット認証制度」における認証案件一覧はこちら→ http://www.jcs.go.jp/companylist_window_old.html

また、カーボン・オフセットの取組を更に深化させたカーボン・ニュートラルの取組が国際的に通用しうる信頼性を構築するために、2011年9月に「カーボン・ニュートラル認証制度」が設立されました。

2012年度には、「カーボン・オフセット認証制度」及び「カーボン・ニュートラル認証制度」が、環境省「カーボン・オフセット制度」として一つの制度となりました。2015年1月末現在、「カーボン・オフセット制度」のカーボン・オフセット第三者認証プログラムに

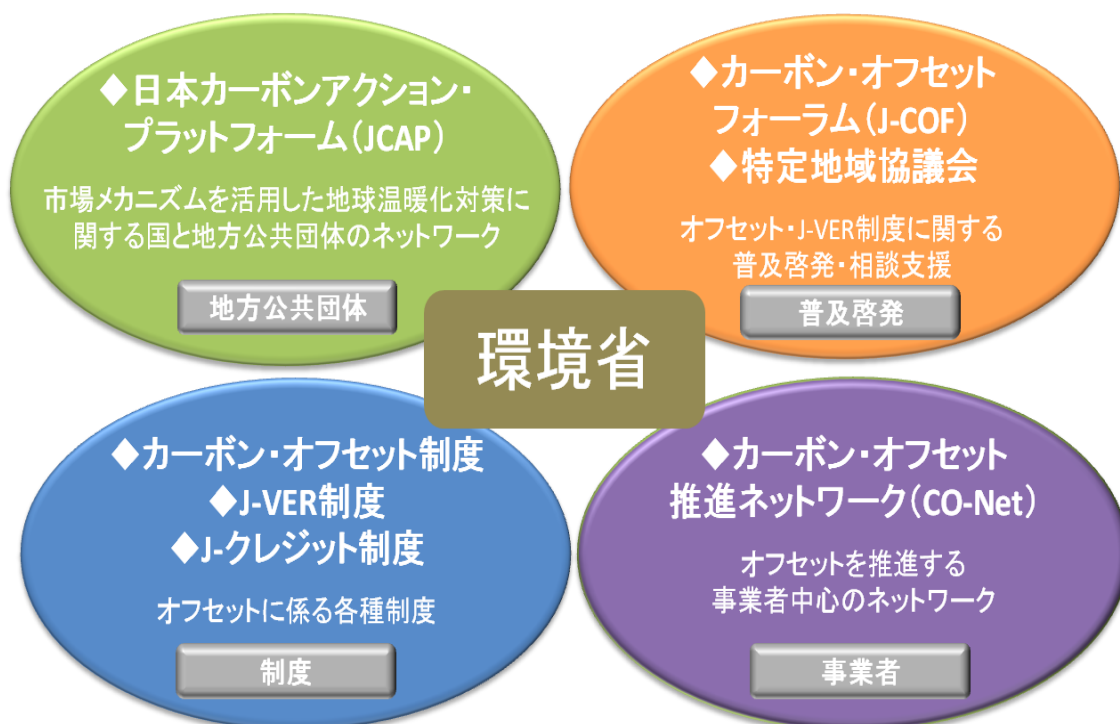
において、カーボン・オフセット認証を取得した取組は 154 件、2014 年 6 月末現在でカーボン・ニュートラル計画登録が 8 件、2014 年 11 月末現在でカーボン・ニュートラル認証取得が 13 件となっています。

取組の一覧はこちらをご覧ください→ <http://www.jcs.go.jp/companylist.html>

Q9. カーボン・オフセットの推進や情報交換のために、どのようなネットワークがありますか？

環境省では、カーボン・オフセット等の市場メカニズムを活用した制度を構築する地方公共団体、カーボン・オフセットの取組を行う事業者等、さらにはカーボン・オフセット市場がいち早く発達した英国等、さまざまな関係者との対話を行い、カーボン・オフセットの取組の普及促進や制度改善に活用していくこととしています。

環境省より設置され、カーボン・オフセットの普及啓発（イベントの開催や相談支援等）を行う J-COF の他、地域の地球温暖化対策に熱心な地方公共団体を中心に構成されている、日本カーボンアクションプラットフォーム（以下「JCAP」という。）（2008 年 7 月創設）や、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を推進する事業者等のネットワークとして設置された「カーボン・オフセット推進ネットワーク（以下「CO-Net」という。）」（2009 年 4 月設立）があります。



図： カーボン・オフセットを推進するにあたっての諸団体との連携

2. 実施のフロー（初級～上級）

Q1. カーボン・オフセットの実施の流れについて教えてください。

カーボン・オフセットの実施フローは以下の通りです。

1. カーボン・オフセットの取組に関する企画・検討
2. 排出量の算定
3. 削減努力
4. クレジットの調達・無効化
5. 情報提供
6. 見直し・総括

カーボン・オフセットは温室効果ガスの排出を埋め合わせるという、一般消費者としては目に見えない部分が多い取組であるため、信頼性の構築は非常に重要です。カーボン・オフセットの信頼性を高めるためには、環境省が公表しているガイドラインに則ったカーボン・オフセットを実施することが推奨されます。環境省のガイドラインに基づくカーボン・オフセット認証制度において、カーボン・オフセット認証を取得することは取組の信頼性を対外的に示す有用なツールとなるため、企画段階から認証取得の有無について検討しておくことも大切です。

また、オフセット・プロバイダーは、クレジットの調達・無効化をはじめ、カーボン・オフセット商品・サービスの企画や温室効果ガス排出量の算定といったカーボン・オフセット全般のサービスの提供を行っていますので、利用を検討することが推奨されます。

オフセットプロバイダープログラムに参加されているオフセット・プロバイダーはこちら
→ <http://www.jcs.go.jp/offsetprovider.html>

Q2. 算定の対象範囲についてどのように考えればよいですか？

「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」によるとカーボン・オフセットは、オフセットする対象活動・範囲を実施者が任意に設定することができます。商品の原料調達から廃棄にわたるライフサイクルの温室効果ガス排出量を対象にすることもできますし、製造工程や使用など一部の活動に限定してオフセットすることもできます。

Q3. 排出量の算定とはどのようなことをするのですか？

まず、算定対象範囲を設定し、その範囲における排出量の算定を行ったうえで、オフセット量を決定します。

電気やガスなどのエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の計算方法は、使用したエネルギー量（電気であれば〇〇kWh、ガスであれば〇〇m³、ガソリンであれば〇〇lといった値）に、二酸化炭素に換算するための換算係数（排出係数）をかけることにより計算します。

このようなオフセットの対象となる排出量の算定方法については、「カーボン・オフセットのガイドライン」(URL <http://www.env.go.jp/press/files/jp/26732.pdf>)

を参照してください。なお、算定の対象を今後も拡大し、同ガイドラインを適宜改定してい

く予定ですので、動向に御留意ください。

オフセットに関する算定方法は、J-COF が提供する方法のみに限定されることはありませんが、お困りの場合は、J-COF まで御相談ください。

Q4. 削減努力とは具体的に何を行うのですか？

自らの排出量を削減するための取組を行うこと、また消費者等に対して排出量削減を促すことを意味します。環境省「カーボン・オフセット制度」の「カーボン・オフセット第三者認証基準」では、カーボン・オフセットの取組にあたり、定量的な削減努力は求められておりませんが、例えば、電気をこまめに消すこと、空調の設定温度を 28 度にするなど他の ISO14001 のような環境マネジメントに関する認証取得も削減努力の一環と認められます。

Q5. オフセットに用いるクレジットの調達では具体的に何を行うのですか？

カーボン・オフセットプロバイダー等からクレジットの種類や、価格などを確認し、オフセットに必要なクレジットを調達します。

なお、カーボン・オフセットの信頼性確保のためには、オフセットに使用されるクレジットの信頼性が非常に重要です。クレジットの種類、プロジェクトが指定されていること、確実な排出削減・吸収があること、温室効果ガスの吸収の場合はその持続性が保障されていること、同一の排出削減・吸収が複数のカーボン・オフセットに用いられていないこと（ダブルカウントの回避）、クレジットが第三者により審査・検証され登録簿で管理されていること等を確認してください。

オフセットプロバイダープログラムに参加されているオフセット・プロバイダーはこちら

→ <http://www.jcs.go.jp/offsetprovider.html>

Q6. J-VER を使ってオフセットするにはどうすればよいですか？

J-VER はカーボン・オフセットプロバイダー（カーボン・オフセットに用いるクレジットの仲介を行う事業者）から購入する方法と、J-VER の発行を受けたプロジェクト代表事業者など口座保有者に購入に関して直接御相談いただく方法があります。

カーボン・オフセットプロバイダーからの購入の場合、カーボン・オフセットの取組全般にわたるコンサルティング業務を提供している場合もありますので、クレジットの調達だけでなく、オフセットの取組全般に対して支援を受けることも可能です。

なお、J-VER の取引価格の動向につきましては、J-COF ホームページ内「J-VER 市場の動向とお取引」を御参照ください。（URL：<http://www.j-cof.org/jver/markettrend.html>）（J-VER 制度最後となる認証委員会が 2013 年末に行われクレジット認証を終了したことに伴い、本アンケートも 2013 年 12 月分をもって終了いたしました。）

J-VER 登録簿の口座開設についてはこちら

→ <http://j-ver.registry.go.jp/>

J-VER の登録・発行状況についてはこちら

→ http://www.j-ver.go.jp/document/jver_project_list.xls

Q7. 排出量の埋め合わせについて教えてください。

排出量の埋め合わせはクレジットを無効化口座に移転すること（以下「無効化」という。）で完了します。無効化の際には、自ら無効化する形と、オフセット・プロバイダー等に無効化を代理で行ってもらう形があります。

Q8. 情報提供とは具体的に何を行うのですか？

カーボン・オフセットに対する信頼性・透明性を確保するために、ホームページ等を有効的に利用し、消費者等に対してカーボン・オフセットの取組についての情報提供を行います。

具体的には「カーボン・オフセットガイドライン」を御確認ください。

カーボン・オフセットガイドラインはこちら

→ <http://www.env.go.jp/press/files/jp/26732.pdf>

3. 実施にあたって（中級～上級）

Q1. カーボン・オフセットを実施する場合の会計処理について教えてください。

企業会計基準委員会による「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」（平成16年11月30日、（平成21年6月23日改正）実務対応報告第15号）によると、京都クレジットについては、将来の自社使用を見込んでクレジットを取得する場合の会計処理について、原則として「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の購入として会計処理を行い、国別登録簿の政府保有口座に償却を目的として移転した時点において費用とする旨が定められており、この費用については、原則として「販売費及び一般管理費」とすることが考えられるとされており、また「京都クレジット以外の排出クレジットについても、会計上、その性格が類似していることから、本実務対応報告の考え方を斟酌し、会計処理を行う」とされています。

しかし、今後、さまざまな手法のカーボン・オフセットが出てくることが予想され、それぞれの手法にあった会計処理を適切に行っていただく必要があります。

Q2. オフセット用のクレジットを購入するインセンティブ（例えば、税制上の優遇措置）はありますか？

現状ではそのような優遇措置はありません。カーボン・オフセットの取組状況を踏まえつつ、今後その必要性などを検討していきます。

Q3. オフセット用のクレジットを購入した場合の損金算入は可能ですか？

環境省及び経済産業省から国税庁に対してなされた照会（「京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて」）の回答文書（平成21年2月24日）によると、京都クレジットを償却目的により政府保有口座に移転した場合の法人税の取扱いについては、移

転が完了した日に近い売買時価に相当する金額を、原則として国等に対する寄付金として、損金の額に算入することが認められています。また、内国法人が他の内国法人に京都クレジットを有償譲渡した場合の消費税の取扱いについては、当該取引は消費税の課税の対象となるとされています。一方、内国法人による他の内国法人からのクレジットの有償取得については課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となるとされています。その他詳細については、国税庁の照会を参照してください（URL：

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/090219/index.htm>）。

また、平成 24 年 10 月、オフセット・クレジット（J-VER）の税務上の取扱いについて環境省から国税庁になされた照会の回答文書では、京都クレジット同様、国等に対する寄付金として損金の額に算入することが認められる旨が明記されました。詳細は国税庁の照会をご覧ください→

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/121019/index.htm>

また、埼玉県条例に基づく排出量取引に関係して J-VER を無効化した場合の法人税の取り扱いについては、上記の取り扱いと異なる場合がある旨が掲載されております。詳細はこちらをご覧ください→

<https://www.nta.go.jp/kantoshinetsu/shiraberu/bunshokaito/hojin/150330/index.htm>

Q4. 地方公共団体としてカーボン・オフセットの取組を実施することを検討していますが、法律等の根拠規定はありますか？

現時点では、地球温暖化対策推進法等に明文での規定はありませんが、地球温暖化対策推進法第 20 条第 2 項に基づく地方公共団体の自主的な努力の一つとして実施できると考えられます。2008 年の通常国会で可決・成立した改正地球温暖化対策推進法に基づき、2009 年 6 月に策定された地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第 1 版）においても、地方公共団体として採りうる対策の一つとして挙げられています。また、2008 年 7 月に創設した、日本カーボンアクション・プラットフォーム（JCAP）等を活用して、地方公共団体の方々から広く御意見を伺い、地方公共団体としてカーボン・オフセットの取組を実施するにあたっての課題等を整理し、どのような解決策があるか検討する必要があると考えています。



図： カーボン・オフセットを推進するにあたっての諸団体との連携

Q5. カーボン・オフセットのために京都クレジットを償却し、日本の京都議定書の目標達成に用いることは、自己排出量のオフセットとのダブルカウントになるのではないのでしょうか？

カーボン・オフセットの取組は、そもそも、ある排出量に対しその全部又は一部に相当する排出削減・吸収量（クレジット）の無効化を適切に行えば、オフセットされていると考えることができます。これは、オフセットに用いられる排出削減・吸収量が京都クレジットであってもそれ以外のクレジット等であっても同様です。

ただし、京都議定書第一約束期間中（2008年～2012年）に国内で排出される温室効果ガスをオフセットする場合、クレジットを償却することによって、京都議定書に基づく我が国の削減目標の達成に貢献することができます。この場合、当該クレジットはあくまでも自らの排出量の埋め合わせに使用されており、ダブルカウント（あるクレジットを複数の異なった排出量の埋め合わせに用いること）には当たりません。

なお、排出量取引制度が導入されて各事業者の排出量上限が明確にされている英国では、事業者の規制の下に行われる取組と、事業者や個人の自主的な取組を区別することなどの理由により、オフセットに使用したクレジットを取消すことを規定しています。一方、我が国では個人や事業者の自主的な取組によって京都議定書の目標達成を目指しており、目標達成に向けて相当な努力が必要な状況にあり、特定の個人や事業者が自己排出量のオフセット目的でクレジットを償却したとしても、すべての個人や事業者が引き続き排出削減努力を行う必要があることに

変わりはありません。また、京都議定書の目標達成に自ら貢献したいという個人や事業者の要望が高く、このようなニーズに応えるためにも、償却を行うという選択肢を設けています。

Q6 商品の製造・使用時の排出量等の埋め合わせとは関係なく、商品・サービス等の価格にクレジット価格を付加したものと、カーボン・オフセット商品・サービス等（商品の製造・使用時の排出量等の全部又は一部を埋め合わせるクレジット価格を付加したもの）とを区別した方がよいのでしょうか？

商品の製造・使用時の排出量等の埋め合わせとは関係なく、商品・サービス等の価格にクレジット価格を付加した商品・サービス等は、「クレジット付き商品・サービス」又は「寄付型オフセット」として、広義のカーボン・オフセットに該当します。

また、商品の排出量等の全量又は一部をオフセットする商品・サービス等は、「オフセット製品・サービス」に該当します。この場合、「誰が出しているどのような排出をオフセットしているのか」、「オフセットに要する費用はどのくらいなのか」、「どのような排出削減努力を行っているのか」などの情報を購入者に対して提供していただく必要があると考えます。情報提供のあり方については、「カーボン・オフセットガイドライン」（URL：<http://www.env.go.jp/press/files/jp/26732.pdf>）を参照してください。

Q7. グリーン電力証書をオフセットに使う場合にはどのような手法がありますか？またその際の留意事項は何ですか？

カーボン・オフセットにグリーン電力証書を用いる場合の基準については、「カーボン・オフセットに用いられる VER の認証基準に関する検討会」で議論されていたところです。

1つの手法としては、使用する電気をグリーン電力にすることによりオフセットの前段としての削減努力を行うやり方が考えられます。

また、グリーン電力証書を用いてオフセットの対象となる排出量（例えばガスの使用や航空機の利用など）を埋め合わせる手法も考えられます。ただし、この場合には、あるグリーン電力証書が、他の複数の排出量のオフセットに用いられ二重使用とならないよう適切に活用されているかが重要です。グリーン電力証書については、無効化する手続きがないため、二重使用が起こらないためにどのような措置をとるかという点につき、現時点では明確な整理ができていないことから今後我が国のカーボン・オフセットやグリーン電力証書の実態を踏まえ、引き続き検討し整理してまいります。

Q8. カーボン・オフセットに用いられた京都クレジットを国別登録簿上で償却する場合と取り消す場合がありますが、両者の違いは何ですか？

我が国は京都議定書において、2008年～2012年（第一約束期間）の間に基準年（1990年）比で6%の温室効果ガスの排出を削減する約束を負っています。この約束の達成／不達成は、

京都議定書に基づいて算定される我が国の 2008 年～2012 年の総排出量と、国別登録簿の償却口座に記録されているクレジット総量とを比べることによって確認します。すなわち、償却口座に存在する京都クレジット総量（初期割当量 AAU を含む）が、2008 年～2012 年の温室効果ガスの総排出量と同じ又は上回れば、京都議定書の約束が達成されたとみなされます。

京都クレジットを「償却する」とは、京都クレジットを京都議定書の約束達成に用いることをいいます。これを先に述べた国別登録簿上で見ると、償却口座に存在するクレジット量が増え、我が国が第一約束期間内に排出可能な枠が積み増しされることとなります。カーボン・オフセットの対象となる排出量が、京都議定書第一約束期間中（2008 年～2012 年）に国内で排出される温室効果ガスである場合には、クレジットを「償却する」ことにより、カーボン・オフセットの取組を通じて我が国の京都議定書の目標達成のために用いられることとなります。我が国は 2015 年 11 月 17 日に目標達成に必要となるクレジット・排出枠の償却手続を完了しました。また、我が国は京都議定書の第二約束期間に入っていないため、国際ルールに則り、今後、京都クレジットの償却及び国際的な移転を行うことはできません。

一方、京都クレジットを「取り消す」とは、京都クレジットを京都議定書第一約束期間の約束達成には用いないようにすることをいいます。京都議定書第一約束期間中に国内で排出される温室効果ガスをオフセットする際にクレジットを取り消した場合には、京都議定書の目標達成とは別に世界全体での温室効果ガスの削減に貢献したこととなります。国際航空のように、現時点で京都議定書に基づく日本の排出量に含まれない排出をオフセットするに当たっては、国別登録簿上では取消口座に移転することが必要となります。我が国は引き続き、第一約束期間の京都クレジットの取消を行うことが可能ですが、2016 年のいずれかのタイミングで終了となる見込みです。また、第二約束期間の京都クレジットの取消を行うことも可能です。

京都クレジットの扱いについては、Q11 を合わせてご参照ください。

Q9. カーボン・オフセット型の商品・サービス等を販売し、購入者に代わってクレジットを無効化するに当たり、どのクレジットをどの購入者のためにオフセットしたのかを証明する手段がありませんが、どのように対処すればよいでしょうか？今のところはホームページでの公表等により対応するかどうか検討しています。

カーボン・オフセット型の商品・サービス等の販売に当たり、クレジットを当該商品・サービス等の購入者へ移転せずに販売者が自ら無効化する場合もあります。これは、埋め合わせの確実性が確保される反面、カーボン・オフセット型の商品・サービス等の販売者がどのクレジットを誰のために無効化したかを適正に管理することで、あるクレジットが複数の商品・サービス等のオフセットに用いられるクレジットの二重使用を避ける必要があります。

このような、カーボン・オフセット型の商品・サービス等の販売者によるクレジットの管理

については、現時点では、各事業者においてホームページを活用すること等により透明性を確保しながら管理・公表していただくようお願いします。この際、一つの商品・サービス等のオフセットに用いられるクレジット量が1トンに満たない場合には、1トン単位で異なるシリアル番号を有するクレジットに枝番を付して管理する等の適正な管理を行っていただく必要があります。

なお、平成21年3月10日より、国別登録簿及びJ-クレジットの口座保有者がいつ、どのクレジットを償却・取消・無効化口座へ移転したかを帳票として打ち出すことが可能となっています。この帳票には備考欄があり、どの購入者のためにクレジットを無効化したか等を、口座保有者の責任において記入することができます。また、情報提供のあり方については、「カーボン・オフセットのガイドライン」

(URL : <http://www.env.go.jp/press/files/jp/26732.pdf>) を参照してください。

Q10. 自社で創出したオフセット・クレジットを使って、自社の排出量を埋め合わせることはカーボン・オフセットといえるのでしょうか？

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」のカーボン・オフセットの定義（事業者が主体的に排出削減努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量で全部または一部を埋め合わせる）にもあるように、「自らの削減努力」と「他の場所での排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施」を混同しているため、カーボン・オフセットとはいえません。事業者の削減努力をクレジット化し、そのクレジットをもって事業者自らの排出量の残りを埋め合わせることは「自らの削減努力」に位置づけられるものと考えられます。ただし、カーボン・オフセット第三者認証基準においては、自社で創出した森林吸収系クレジットは、自社のCO2排出量の算定対象範囲外と考えられ、自社の排出量のオフセットに用いることができる、とされています。

もっと詳しい説明はこちら→

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/conf04/03/mat02-2.pdf

Q11. 2012年で京都議定書第一約束期間は終了し、我が国は第二約束期間に参加しない事を表明していますが、2013年以降の温室効果ガスの排出を第一約束期間に発行された京都クレジットを使用してカーボン・オフセットしても良いのでしょうか？

京都議定書において、第一約束期間に発行された京都クレジットの国際的な移転及び償却は、第一約束期間の調整期間の終了時（2015年11月18日）が期限として定められており、今後は実施できません。第一約束期間に発行された京都クレジットの取消は実施可能ですが、2016年のいずれかのタイミングで終了となる見込みです。

上記期限までに償却された第一約束期間の京都クレジット、もしくは今後取消を行った第一

約束期間・第二約束期間の京都クレジットによって、2013 年以降、国内において排出された温室効果ガスをカーボン・オフセットすることは可能です。ただし、事前に償却・取消を行った京都クレジットの売買を行う際は、取引時に移転を伴わないため、個社で適切な台帳管理を行うなど、クレジットの二重使用を防ぐ措置を取っていただくようお願い致します（Q8 を合わせてご参照ください）。

第一約束期間の調整期間終了以降の CER の取扱については、以下の URL をご覧ください。最新の情報は J-COF ホームページの最新情報でも随時ご紹介する予定です。

京都議定書第一約束期間終了に伴う京都メカニズムクレジットの取扱いについてのお知らせ→
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/kyoto_20150929.pdf